



神祇志料

栗田寛著述

三

特別  
イ 4  
3163  
178(3)



貴  
14  
3163  
178(3)



神祇志料第三卷

○目錄大意

門人綿引建謹記

此卷にハ、嵯峨天皇の朝、賀茂齋院を置き、祭祀の散齋<sup>ハ</sup>制を改め、神社修造の制住吉香取鹿島社二十年造營の制諸國神主遷替に解由を與へ天下諸國司早災の時神社を祈り奉るべき事、新嘗神今食小忌人數の制、伊勢神郡の雜務は、大神官司に、禰宜祝の褒貶をば、國司に掌ら<sup>ス</sup>め、有封の社として、無封の社を修營<sup>ス</sup>む<sup>ル</sup>ハ、制此御世に僧空海神教を託<sup>ト</sup>て、高野の神地を奪ひ、藤森神地を掠め、ま<sup>ま</sup>ごとく垂迹の説を弘めし事、淳和天皇大嘗祭を清素と<sup>ス</sup>祭事供奉ハ、制限を定め、仁明天皇に至て、大嘗祭奢靡なりし事、氏神祭の事、伊豆國阿波咩神の神異を示し給へ<sup>ル</sup>事、文德天皇の朝、角避<sup>ツ</sup>彦<sup>ヒコ</sup>神威靈ますを以て、官社とせられ、天下諸神有位ハ、一階を増し無位ハ、六位に叙せられし事、大日貴神少彥名神、常陸大洗磯前<sup>ニ</sup>天降り、海外より歸り給ふ由、神誨あ

りてに仍て社を建ち事清和天皇の朝天下二百六十七社の神も位階を進めし事僧行教が請に依て石清水社を建られし事駿河淺間の神山肥後阿蘇の神靈池變恠あり鹿島神御崇ありし事陽成天皇の朝天下諸神三千一百三十四神ありし事住吉社神財帳又氏人本系帳を造るの制ありし事此朝より死穢の忌甚き事宇多天皇の朝外家の氏神を祭り又賀茂臨時祭を始めし事僧徒神封を侵掠め圓珍等神崇を託て神の爲に度僧を請ひし事二月四月十一月先祖の常祀を廢べらざとの制ありし事聖代と稱ふなる醍醐天皇の朝祭祀大に衰へ神社修造の事なく甚みだりしがときを三善清行の當時の形勢を慨嘆し神祭を興る事を奏請したる事延喜の神祇式は唯前代に制を記したるのみなる事朱雀天皇の朝神祇の御祭や衰ふるまこと將門の如きものありし事又諸國神名帳と云ふもの事圓融天皇以後藤原氏權を專らよつるに合せ寛弘に神鏡の災ありし事

宸筆宣命を伊勢よ奉りし事後一條天皇諸社に封を寄給し事荒祭宮神託ありし事後三條天皇藤原氏の權を收めて神を敬ひ坐し事白河天皇以後延曆興福寺の僧神輿を昇き強訴し國司に神拜を妨げし事鳥羽天皇の朝佛事の爲殺生禁斷を因て神事違例多かりし事國司神拜の事崇徳天皇の朝神祇官八神殿焼よりし事諸國月次祭供神物を献らざ即位以來廿五年神祇官行幸なかりし事是に於て藤原敦光神祇に禮典を舊に復さんと請ひ近衛天皇諸祭供神の物先規を復し給ふべく制給ひしかど大嘗會の齋月に佛事を行ひ諸國司を政に怠りて總社を置し事鳥羽法皇熊野に神事を敬ひ給ひしが神託ありし終に保元平治の亂ありし事を考證して委しく記されり

神祇志料卷之三

常陸 栗田寛 編輯

神祇三

嵯峨天皇



神野<sup>シノノ</sup>天皇專ら心を政事<sup>シノノ</sup>と盡し先皇の志を繼ぎ格式の書を定むるに及て神祇の式文未だ修めらるるに雖も其法制又見らるべき者あり日本後紀類聚國史弘仁格式序

弘仁元年皇女有智子内親王を以て賀茂神社の齋院とし上皇と輯睦<sup>キョウモク</sup>まこと事を祈ら賀茂齋院此と始貴女鈔一二年勅して云令制に凡そ祭祀は所司預め官に申し官散齋の日平直諸司に班告く然れども散齋日諸司に頒告る時は諸司未だ事を承ぎるの前に禁忌を犯す者あり故今より令條を改て散齋前一日頒告る極例とせられき日本後紀類聚三代格是よりとき天皇即位の年勅とて云諸國神社を修造せしき由既に宣給ひつる年月を経て未だ修造を加へざ今より以後所在長替其事を專當り神税を充て之を修しめ無封社

ハ正税を用ふべく制給ひ日本四月に至て又勅して諸國神戸ハ課丁多く神  
 に仕ふるの外公役ニ赴事せられば神社を修理に役て又破る、時ハ從之  
 を修めしめ國司毎年巡檢を加へ若修造を怠る者あらば罪に隨て祓を科せ  
 むと詔ひ類聚三明年に至て諸國無封ハ神社ハ今後禰宜祝等之を修て大破  
 を致さしむる事なれ國司毎ニ屢巡檢を加へよ若禰宜祝等修理を勤めを  
 破損を致さば並解却に從はん其位ある者は即位記を収め白丁は杖一百ニ  
 決め國司檢校なく破壊を致す者は遷替ハ日其解由を拘へむ但風火非常の  
 變ニ遭へ輒く修造難き者言上て裁を請へと詔ひ日本後紀類聚三又勅云伊勢  
 多氣度會飯高飯野等七郡神戸百姓其正税を徵て縁て必ず刑罰を加ふ己に  
 齋事を亂り或は逃散を致せり故昔年出舉を停しより後富民ニ借求るを以  
 て其報償に數倍の利を加へ終ニ學者罪あり償者弊を受るに至る宜しく明  
 年より始て神税の外に正税十三萬二千束を舉て其息利に充へく制給ひ

日本後紀類聚國史六月神祇官奏さく住吉香取鹿島三神社二十年を隔て皆改作るを  
 常と其弊少からせ今正殿を除くハ外は破に隨て修理る事を極例とせん  
 勅さる之を許さる秋勅すらく頃者疫阜並に行れて生民安からせ但禍を福  
 とすは神明ハ道ニ座せば幣を天下名神ニ奉て此災を除らん日本後紀類聚又  
 諸國妖言妄に繁く或は言國家に及び或ハ妄に禍福を陳ぬ其法制を亂る者  
 斯より甚きハなし故若百姓輒く託宣を稱者ハ男女を論じ事ニ隨て科を  
 決め唯神官灼然其驗尤顯るをば國司檢察ニて春上せと詔ひ日本後紀類聚三代格  
 大同中越前氣比神豐前八幡大菩薩官司等ハ還替國司に準て解由を與ふハ  
 制給ひ是歲諸國神社の神主も相替るの日解由を與ふる事を定む日本後紀類聚  
國史五年五月聖體不豫給ふを以て御贖祭を行給ひき此後毎年六月十二月一  
 日より八日に至るまで御巫事を行て毎日供奉るは即其緣也年中行事秘鈔  
 秋勅げらく畿内近江丹波等國今より以後早災あらば官長潔齋ニて自ら嘉

謝を祈り務めて肅敬を致し狎汚す事なきを極例とせよ又頃々秋稼頌を垂  
 て百姓餘りあるは神靈祥と降とに依て也朕此嘉祝と喜り彼豊稔を歡ひ中  
 實を百神に寄きて勸勞と百姓に報せん宜しく天下國宰相に檢校を加へ官  
 社に幣帛を奉り高年者老の物を施さる朕意を知しめよ日本後記七年夏大神宮  
 司大中臣朝臣清持犯穢あり又佛事を行ふに依る神崇ある事を致せり故大  
 祓を科せ見任と解さむ類聚國史又頃々新嘗會神今食に供奉べき小忌參議一人  
 を卜定るを以て若其人故ある時は事を闕り故今より後數人を卜定て其闕  
 に備ふべし制給ひ後又中納言已上及參議各一人辨二人を以て小忌とさる  
 事を定む西宮記八年冬太政官奏さく伊勢國解に延曆二十年及去三年の格旨  
 に従て多氣度會二神郡に調庸を徵し決罰を行へども猶闕意を致す者多し  
 而も去平官符に神祇官十二月御卜崇に依る當國司舊例の如く神郡の正  
 税と出舉し刑罰を行ふ事を停めらるる時は二郡九十三前多氣郡五十一前  
度會郡四十二前

神社の破損、爲所を知らざれば其地溝池驛家正倉官舎を修め桑添を殖訴訟を  
 決むるが如き皆之を治るに由なし且官司は雜務に預らざれば決罰を行ひ  
 國司は決罰雜務並行ふ事を得ざれば一物修めざれば必解由を拘らる而も神  
 祇官唯舊例刑罰を停るの法を知り未だ新格解由を留るの苦を知らざれば國司  
 をして威なく百姓怠あらざむ望請今より二神郡の雜務をば永く大神官司  
 に預らしめ交替を分附なば日物修造に便あり國司遷代の煩なからん  
 者ば神祇官を以て卜食とめて國解に従て行はんと云り因り勅して之に従  
類聚國史類聚三代條十二年大和國奏さく部内神社其數尤多く農の爲に歲を祈り  
 早け時に雨を祈り災害を除て頻に徵應あり假令大和大神廣瀬龍田賀茂穴  
 師等の大神是也頃々潔齋を疎とさる其祥息ざるは神主の黷奉るに依り  
 延曆十七年官符に神主は六年を限り秩滿時黜定て昔上と云ふに依て其  
 神主を選申すと雖も選人を除て佗人を任る事あり請黜上の人は皆之を

任用給へ又官人神主に兼任る者全く其職とのみ勤て神社に營を致さざ終に神社の傾覆に至る事あり望くは無官の者を神主と任し専ら祈禱を事として神社を修めむ又彌宜祝等の考は國司勘定むるを神主は國司に繼ぎるを以て任中其功過を檢覈に由なし望請は併神主の考は國司狀と隨て或は褒せ或は貶て其善惡を旌さむと奏さるば勅さる並其請に依らしむ秋神祇官奏さく承前の例伊勢大神宮司多氣度會二郡神田及七處神戸田等の租を檢納て祭祀に支用と既に久し中間國司檢納す預るを以て案内を檢るに延曆二十年符云神祇令と神戸調庸田租は並に神宮を造り神と供ふるに調度と充て其神稅は義倉に准て國司檢校と云り既に檢校と云時は國郡司神主等祭料を支度并其殘を往し申上て裁を聽げ者ば國司神用を勘收るもの既舊例に違へり凡此大神ハ天下の貴社なれば、ゆる額ハ元來禁給ふ所なむを詔に准て國司之を掌るハ事と於て穩ならざと奏さしか

ば例に依て國司と預る事なからしむ故其後官司檢納て祭料と充用ひ又造神宮及離宮の用に充るの餘り其數甚少く祭用關る事あるを以て更に關料を請し去六年勅きて云大神宮年中神事一つとして關へきに非も當國神稅殘れる者甚少く他國神稅徒に積て用ふる事稀也故他國に神稅をハ年中雜用に充て當國に神稅とは毎年儲置き已事を得ずして用ふべき者は先申きて後より用べく制給ひき此より始て國司を預納て符旨たま、充用ひさむるに年中祭用稻凡四萬一千一百九十束一把今他國神戸百三十一烟の輪租五千二百五十束其例用を除くの外遺る所一千五百八十五束當國の租三萬五千束を充用るに關所の稻四千六百五束○按本書五束を五十束に作る者、恐くは誤れり故全數を據て之を訂其代に正稅を借用て輪租を割て填進と雖も毎年殘有て封納に煩はし望請い煩はしく國司預る事なららぬ又正稅を借て關料に充る事を停めて専ら神宮司として神郡の田租を檢納さめむ類聚三 是歲宇佐八幡神主大神代格

朝臣清麻呂奏さく大菩薩ハ是太上天皇也磯城島金刺宮御宇天皇の世宇佐  
 郡馬城嶺に顯給ひし時大神朝臣比美祝を以て社を鷹居瀬に建て更之小椋  
 山に遷し天平中諸男の子田麻呂相承て祝となり大神京と登り坐時禰宜社  
 女神主田麻呂各賞あり其後正六位上辛島勝與曾女を禰宜とし從七位下宇  
 佐公池守を神官司とし寶龜中大少官司の氏を定めしより之を改る事なか  
 りき然るに延暦十七年津島朝臣縣守を大官司とし大神朝臣家依を少官司  
 とすつら後修理稍怠り災害屢起れり願くは舊に依て大少官司を置む東大寺要  
錄引 十三年大和奏しげらく去三年の符旨に依て有封の社ハ神戸百姓之を  
 修め無封の社ハ禰宜祝部修理を加ふる事既久し然るに今有封神社は破  
 損を修ふるの力あききも無封神社ハ全く其料なし仍て貧弊祝部等社を修め  
 ざるに檢責を逃るゝ事誠ニ其由あり凡神祇ニ本校の別あるを以て其祖神  
 は貴きて封あり齋神は微きて封なし假令飛鳥神ハ齋ニ天太玉櫛玉○按  
本書

淳和天皇

櫛玉二字脱たり今延喜神名式に據て之を補ふ白龍賀屋嶋比女四社ハ類是也今より無封苗裔の神  
 を以て有封始祖ハ社ニ分付け有封神主をして無封祝部を領しめは社ニ修  
 掃の勤ありて國ニ崇告の兆なからむと云り勅きて並其請に依らしむ類聚三代  
格勅字以下參取東大寺要錄初妖僧行基伊勢ハ神の神教を偽て東大寺を造り僧最澄日吉  
 神ニ託て延曆寺を設けしより此に至て僧空海姦謫の心を以て妄誕の説を  
 唱へ丹生神の神教を假し高野の地を奪ひ稻荷神ニ託て藤森神地を掠め朝  
 廷を欺き人民を惑えつらと以て本地垂迹の説ますく天下ニ行はれき樹  
元享釋書山家要略記高野天高饒彌遠天皇即位の年大嘗祭を行ふ初大同中  
大師遺告盛衰鈔諸神記藤原朝臣眞夏大嘗會所に預り千功の標を造り八份の舞を調ひしより大樂  
 費始て起りき此に至て右大臣藤原朝臣冬嗣大納言藤原朝臣緒嗣等諫奉  
 りげらく聖上承繼て大嘗類ニ行はるゝを以て人民弊多し然もども神態ハ  
 己べきニ在ねば今其飾を停め弊を省べしと奏す時に詔曰朕素より飾を好



まは唯神態を事とせし耳也と宣給ひ即紹嗣とて其事を檢校とむ於是緒嗣奏請て中納言良峯（類聚國史）臣安世（類聚國史）參議伴宿禰國道（類聚國史）を檢校使とて治部省廳を行事官とし卜筮をて齋院を定め官内省を悠紀所とし中務省を主基所とし一切玩好金銀刻鏤の飾を用ひて其標は柳に橋木綿等を飾り悠紀主基の字を書て樹末に着け專清素を以て神態に供奉らとめき其用は所の正税悠紀主基各十萬後國司の請ふ依て各五萬を加ふ省約に従ふを以て也又屢大嘗會ありて國民甚く彫弊ると依て二國の擔夫に各其路料を給ひ（類聚國史）承和中に至て大嘗會の弊尤多しと云（續日本後紀）十二月諸司祭事に供奉刻鏤を定む凡二月祈年祭は辰二點以前に所司事を辨備三點に參議以上座に看て行事を始め六月月次祭卯四點以前に事を備へ辰一點に行事を始め十二月亦同じ神今食は戌一點齋院と御し（十二月は寅二點に宮に還給ひ）十二月卯一點宮内神祇縫殿の三司延政門外に候ひ二點門に叫ぶ祭御殿と參入

とむ十二月も之と同じ大祓は未四點（十二月は二點）宮内等三司延政門外に候ひ申一點（十二月は末一點）參入て四點（十二月は二點）祓を始め十一月新嘗會は十二月神今食に同じ鎮魂は酉一點を辨備へ二點に參議以上座に就て事を行ふと永例也（西宮記年中行事秘抄）天長四年正月是よりとき東寺僧空海私に稻荷神を以て其寺の鎮守とて又神社の樹を伐り塔木を用ひたり（參取藤森縁起性靈集）蓋此は二社注是に至て天皇聖體健ならん之と卜ふに稻荷神の御崇也と申故内舍人大中臣雄良を其社に遣て始て從五位下の冠を授奉り（類聚國史）當時僧徒神威空海其寺の鎮守を崇奉ふ爲に謀りて所也（參取類聚國史）當時僧徒神威を假て佛教を弘む者大概此の如く朝廷亦頗る其言を用給ふを以て此後佛器を神社に奉り或は佛經を神前に讀むるが如き事又起り（續日本後紀）仁明天皇

呂の子也此後天子位之即時ハ必<sub>レ</sub>和氣氏を以て使<sub>ス</sub>す日本紀畧西宮記和氣系圖宇佐託宣集  
 之を宇佐和氣使といふ百鍊此天皇尤奢靡を好み錦繡を飾り給ふを以て其  
 即位大嘗の儀蓋又古の如くなら<sub>レ</sub>ど續日本後紀承和五年本朝文粹御禊行幸の時皇太子先  
 禊所<sub>ニ</sub>至給ひ蹕聲を聞<sub>ユ</sub>及て幄を出て天皇を迎奉り禊畢<sub>テ</sub>直相幄に御<sub>ス</sub>  
 て群臣に饌及祿を賜ひ大嘗の明日豐樂院<sub>ニ</sub>御<sub>ス</sub>て終日宴樂<sub>ス</sub>給ふ悠紀主  
 基共<sub>ニ</sub>標を樹つ又極て巧妙なりき悠紀の標ハ山上に梧桐を栽其上<sub>ニ</sub>兩鳳  
 集り樹中より五色の雲起り雲上に悠紀近江<sub>ハ</sub>四字を懸け其上<sub>ニ</sub>日像あり  
 日上に半月<sub>ハ</sub>像あり其山前<sub>ニ</sub>天老及麟像あり山後に連理吳竹あり又主基  
<sub>ハ</sub>標は慶山<sub>ハ</sub>上に極春樹あり樹上に五色慶雲を泛<sub>ス</sub>雲上に霞あり霞中に  
 主基備中四字を懸け其山上に西王母益池<sub>ハ</sub>を獻<sub>ス</sub>圖王母の仙桃を盜む童子  
 及鸞鳳麒麟立鶴等の像あり悠紀樂標は大象の背に小臺を結構<sub>ス</sub>象左に象  
 を馭<sub>ス</sub>胡人あり又書障子を擊<sub>ス</sub>兩童子あり其文ハ周禮曰旄人掌樂也禮記

曰民勞其舞綴短民逸其舞綴遠故觀舞而知民治不<sub>レ</sub>と書たり其障後<sub>ニ</sub>烟霞あ  
 り霞中に機を設け舞人の出進<sub>ハ</sub>隨て其舞名を擧<sub>ス</sub>む續日本後紀是日豐樂殿  
 前<sub>ニ</sub>砂石を集め樹木を殖<sub>テ</sub>山阜を造り縹布を敷き萍藻を散して海渚とし  
 船を其中<sub>ニ</sub>浮べ海人<sub>ハ</sub>藻を拾ふに象<sub>テ</sub>拾琴樂を歌はしめき體源其明日悠  
 紀は屏風四十帖主基は挿頭花和琴各二机厨子十基屏風二十帖を獻<sub>リ</sub>き續日本後紀  
 三善朝臣清行が所謂彫文刻鏤麗靡煥爛<sub>ト</sub>云へる者又其一端を見<sub>ル</sub>べ  
 し本朝文粹承和元年正月山城葛野郡上林郷を伴宿禰等に賜<sub>テ</sub>氏神を祭<sub>ル</sub>處<sub>ト</sub>  
 し二月勅して小野氏五位已上春秋の祭毎に官符<sub>ヲ</sub>待<sub>テ</sub>して近江滋賀郡小  
 野氏神社に往還<sub>ス</sub>を聽し四年二月大春日布瑠栗田三氏五位已上小野氏に  
 准<sub>テ</sub>近江氏神社に往事を聽し給ひき續日本後紀當時祖神<sub>ヲ</sub>云<sub>テ</sub>氏神<sub>ト</sub>と<sub>ス</sub>者  
 其因<sub>テ</sub>來<sub>ル</sub>新<sub>レ</sub>意<sub>シ</sub>瑞垣朝物部連祖石上神社<sub>ヲ</sub>祭<sub>リ</sub>難波高津朝竹田川邊連  
 竹田神社<sub>ヲ</sub>祭<sub>ル</sub>が如き皆其氏神也曾事本紀新撰姓氏錄○按石上社は布都  
 御魂劍を祭<sub>ル</sub>社<sub>ハ</sub>れば物部の氏神と

は云べからざるか如くなれど、其祖神の瑞寶を、諸神の裔各氏あり、諸氏各其合祭りし故に、氏神とも云ふ也、始附て考に備ふ、撰姓氏錄三代實族あり、諸族之と氏人、云ひ氏人と統治者スベテを氏上と云ふ、參取續日本紀、新

錄、貞觀儀故祭事ある時は、氏上必そ其氏人を集り祖神を祭る、之を氏神祭と

云ふ、參取續日本紀、續日本後後世に至て、其本居に祭る神を氏神とし、其地

生る者、其神の氏子と云ふも又古の遺風也、古今著聞集、臥雲當時又梅宮

神を葛野川頭に遷祭る、即大后橋氏の氏神也、色葉字類抄是年石見五郡の神

十五社、早疫の災を祈る、毎に靈應あるを以て、始て官社に預らるむ、本注云其

小神祇官帳に在り、六年越前氣比大神宮の雜務を神祇官に隸し、其國司に預る事を停

ちめ給ひき、七年是よりさき伊豆國奏さく賀茂郡に神を造れる島あり上津

島といふ、其島に坐阿波神物忌奈神新に神宮四院を造る、其山川の形狀妙

麗とく、沙石みな照耀けり、其後海中火あり、烟炎部内に滿つ、其神異實に驚く

べし、神告て曰、我は三山大社の本后に坐る、御子五柱坐をも、後后神にのみ冠

文德天皇

位を授坐を故に、此怪を顯せり、國郡司等此事を奏さば、我鹿火を出きて、燒

亡しらん、若、我に冠位を授給は、天下平穩ならむと教給ひしが、是歲雲霧自

ら霽る、神造の院岳悉く見ると奏を以て、二神に位階を授奉りき、續日本

邑天皇嘉祥三年八月、遠江角避比古神を官社とす、是よりさき、國司奏言こく

此神の叢社大湖に臨給ひ、湖水は漚く所みな其利に頼る、湖水の一口あり、塞

れば百姓水害を被り、開け八年穀豐穰を致せり、或は開き或は塞も、實に神の

所爲也、願はくば此神を崇奉て、民の爲に福を祈らむ、朝廷即之に従ふ、尋て甘

露白龜の瑞あり、公卿賀表を獻りき、爰に建禮門前に大祀して、侍從島江王を

伊勢太神宮神祇大副中臣、朝臣逸志を賀茂大神社神祇權少祐、占部業基を尾

張大神社に遣して、賀瑞の由を告し、又五畿七道諸國に下知て、幣を名神と班

て、賀瑞を告しむ、文德四年正月、勅けらく、去年特に思ほし召所あるに依て、天

下大小諸神の既に官社に預るを、未だ公簿に載ざるも、有位は更に一階を増

し無位は新に六位に叙せし唯大社並名神は無位と雖も從五位下を授奉ら  
 ると云り而るも今推量に六位の中其階四ありて奉行の疑あり故宜しく  
 五位を授奉る神を除くの外有位無位を論ず共正六位上に叙せしと宣  
 給ひき類聚三代格、然しとを伊勢二所大神宮日前國懸大神神祇官坐大宮賣  
 文德實錄神御食津神事代主神の如き終に神位を授奉る事なきは蓋深く其神を崇む  
 所以也實錄延喜式大意、仁壽三年始て當麻祭社本祭を行ふ、諸社根元齋  
 衡元年神祇官解さく武藏下總安房常陸若狹丹後播磨安藝紀伊阿波等神社  
 の祈年月次新嘗祭幣ハ祝部等格に依て受取り供祭るべきを頃年綴意て受  
 奉らざ徒に神祇官庫底に積り此ハ道路遠往還に難きを以て也望請ハ使  
 と差て奉らめんと云り仍て今より貢調使に附之を送らむ官長等齋敬て  
 其幣を奉るべしと制給ひき類聚三代格、三年冬常陸國上言さく鹿島郡大洗磯前  
 代格に新に天降り坐す神ありて人々恐て云我ハは大奈母知少比古奈神也昔此

清和天皇

國と造説て去て東海に往りしが今民を濟ふ爲に更も又歸り來りぬと教給  
 ふ由を白とき明年に至て官社に預らしむ大洗磯前神酒列磯前神即是也文德  
 實錄水尾天皇貞觀元年春詔て新に天下諸國二百六十七社の神に階を進め  
 位を授奉り秋畿内水分山口等四十五社ハ神に幣を奉て風雨を祈らめめき  
 三代凡神に位階を授くるハ制天平勝寶に始り此に至て甚盛なり此後又多し  
 然れども素より神の尊卑等級大社名神の差別あるにあらざ唯神威を崇め  
 畏み或ハ事と觸て禱祈報賽するに因れり故其神階一社に限るを以て同神  
 と雖も社異なる時は又必しも同位に非ざる也撰括續日本紀續日本後紀、是歲  
 文德實錄三代實錄大意僧行教が請に依て勅して石清水社を建ち朝野群載帝  
 玉編年記伊勢大神宮神嘗祈年月次祭及臨時幣帛使官城を出る時左右京職其坊令兵  
 士を學々外門に相迎へ京極に送り近江伊賀伊勢等は其國界に至るに及々  
 目以上一人郡司健兒を學々祇承るを例とせ而るも頃年祇承を致さぞ汚穢

を掃はど路頭に人馬骸骨あり既に穢惡を見も何て清慎と云む望請ハ祭使  
を遣も毎ニ國司一人をしゝ祇承奉らとめ穢惡を掃清とめむ若怠る者あら  
ば關祭の法ニ准て上祓を科せむ勅して請に依らしむ類聚三代格 政事要畧六年秋是  
よりさき駿河甲斐言さく富士郡淺間大神の山ニ火起りて光炎高揚事二  
十丈山燒事一二里巖を焦し嶺を崩して沙石雨れ如く雲霧天を蔽ひ野  
山辨難し此ハみな大神御崇也と奏しき此ニ至て勅さく云去年五畿及伊  
賀伊勢志摩遠江相模上總等國ニ格制を下して國家を鎮護り災害を掃ふは  
神を敬ひ祭を欽むに在事を警とむと雖も諸國司其旨を慎まど神社の破損  
祭禮の疎慢あるを以て神崇あり故諸社をしゝ新ニ華飾を加ふべく命給ふ  
に今ニ至るまで其事なし宜さく修飾を加へよと制給ひき此後肥後健甞龍  
命の神靈池甚く震動一夜に沸騰り比賣神嶺なる石神頽崩るが如き變恠  
又多し明年に至て之を卜ふ兵疫の事あるべしと卜合き是に於て和氣朝

臣彝範を遣し幣を豊前八幡神ニ奉らしめ是歲甲斐國より淺間明神屢災  
異を示し百姓を病とめ此國ニ齋れ給はむと神宣ある事を奏さしかば勅し  
て官社に預らしめ給ひき三代實錄八年常陸鹿島神宮司奏さく大神苗裔神三  
十八社並に陸奥國ニ在り實錄一前、標葉、互理、二郡各二前、宇多郡七前、宮城、色麻、二  
郡各三前、小田郡四前、  
古老傳云ふ延曆以前は大神の封物を割て諸神の幣帛ニ充奉り  
つるを弘仁より以來止て奉らど之に因て諸神崇を成と物恠類に著る仍嘉  
祥元年幣帛を辨備る當國ニ移文を請る彼國ニ向ふに舊例なしと稱て關に  
入る事を聽さど爰ニ禰宜外正六位上中臣部道繼關下ニ留て社ニ向ふ事を  
得ど賚らす所ニ幣物を河頭ニ被棄て空と歸來りき然るに頃年夏月風寒  
く秋稼稔らど疫癘多に起りぬ故官司之を卜ふに件神崇給ふと云を以て幣  
帛を奉るべき由祈り申さき望請は彼國ニ下知る幣帛を奉らしめ給へ其料  
は大神封物を用ひむと云り勅して請に依らしむ三代實錄類聚三代格尋て勅云天平

寶字二年民間宴集爭鬪あふを以て王公以下供祭の外酒を飲事を得ざらしむ。而るに今諸家諸人六月十二日被除神宴の日絃歌醉舞して神靈を悦しむる時諸衛舍人並放縱の輩主れ招を待たして漫に其饗を預る始は酒食を愛むるに似て後は更なる被物を責む其求給らざれば忿訟詈辱又神言に託て主人を恐喝す此の如き濫惡群盜は異ならざ今より一切禁遏めて犯す者は各其科に處せむ秋大舍人頭磯江王神祇大副大中臣朝臣豐雄權大祐齋部宿禰高善を伊勢大神宮に遣し幣帛及唐國綵帛錦綾を捧げ應天門に災を告奉り又幣及纈纈白綾を南海道諸神に班し災異を禳ふ事を祈り其名神は京庫の幣帛を捧げ天神地祇は國々々長官自ら潔齋し其正税を幣帛に交易て奉るべく制給ひき八年藤原朝臣須惠子を以て春日大原野齋女とす三代實初天皇幼くして位に即給ひしうば四時諸祭多く親ら臨給ふ事なく天下の大政は太政大臣良房みな攝行へるを以て殊に其氏神の爲に齋女を置て

伊勢賀茂の齋王と擬ふる時ハ驕僭ハ迹頗る著る而して春日祭此後尤盛なり

りき參取三代實錄大鏡大意十年夏撰格所奏さく大和國弘仁十三年の官符に依て神社

と修むるに甚便あり今より後四畿内七道諸國無封苗裔の神と有封始祖の

社に附て修掃を加へしめむ勅さる之に従ふ類聚三代格秋制給はくときと勅し

諸社祝部白丁を補す事を停めしめき然るに今諸國本符を忘れ偏る氏人

神戸と云て悉課丁を擬補らるる事政途に害あり縱令氏人神戸百姓と雖も

先八位及六十已上事に堪たる者を盡して若其人なくば之を用ひよ況や氏

人と稱と雖も其實跡なき者あり故神主禰宜祝部等氏毎社其由を勘申とし

め國司も其を覆檢て帳を造り永く計會に備ふべく制給ひき三代實錄類聚三代格十

一年新羅賊船筑前に至り豊前貢絹を奪ひ太宰府廳樓に大鳥の恠あり神

祇官陰陽寮並言く此ハ隣國兵寇の兆也爰に使者を伊勢太神宮に遣して幣

を奉らるる其告文と曰王皇が詔旨掛畏き伊勢の度會宇治五十鈴の河上

の下都磐根<sup>イハヒ</sup>大宮柱<sup>ハシ</sup>立<sup>タテ</sup>高天の原<sup>タカノノハラ</sup>千木高知<sup>チキタカチ</sup>て稱言<sup>タテマツル</sup>竟奉<sup>マツル</sup>る天照坐皇大  
 神の廣前<sup>ヒロノサキ</sup>に恐<sup>オソ</sup>み恐<sup>オソ</sup>みも申賜<sup>マツル</sup>へと申さく去六月以來新羅賊船<sup>シラヤクサキ</sup>豐前<sup>トヨノリ</sup>の貢調<sup>コウジョウ</sup>の  
 絹綿<sup>キヌワタ</sup>を掠奪<sup>ロウダツ</sup>又太宰廳樓<sup>タイサイテイロウ</sup>に上に大鳥の恠<sup>イハレ</sup>あり肥後陸奥<sup>ヒノホノクニ</sup>及諸國地震風水の變  
 あるハ隣國の兵革の事在<sup>ア</sup>べしと申せり傳聞<sup>デンブン</sup>彼新羅人<sup>シラヤクサキ</sup>ハ我日本國<sup>ニッポン</sup>と久き  
 世より相敵<sup>アイトク</sup>み來たり而<sup>シテ</sup>今境内に入來<sup>イリキ</sup>て調物を奪取<sup>ダツク</sup>て懼沮<sup>クニシ</sup>なきハ其意  
 況<sup>シテ</sup>を量<sup>ハカ</sup>る<sup>ハ</sup>兵寇の萌<sup>モ</sup>是より始<sup>ハ</sup>るか我朝久しく軍旅<sup>イクサ</sup>なくて警備<sup>ケイビ</sup>を忘たり兵  
 亂の事尤<sup>モト</sup>慎恐<sup>シ</sup>るべし然<sup>レ</sup>ども我日本朝ハ所謂神明の國なり神明<sup>カミ</sup>の助護<sup>タモヒ</sup>り賜  
 ばば何の兵寇<sup>イクサ</sup>が近き來<sup>キ</sup>るべき況<sup>シテ</sup>や掛<sup>カ</sup>も畏<sup>オソ</sup>き皇太神<sup>スメラミコ</sup>ハ我朝の太祖<sup>ソコノミ</sup>と御座<sup>イ</sup>て  
 食國<sup>イクニ</sup>の天下<sup>テンカ</sup>を照賜<sup>テ</sup>ひ護<sup>ゴ</sup>賜<sup>ル</sup>へり然<sup>レ</sup>らば他國異類<sup>ヒトクニ</sup>の侮<sup>ウ</sup>を加<sup>ケ</sup>へ亂<sup>ミダ</sup>を致<sup>ツ</sup>すべき事  
 と何ぞ聞<sup>ク</sup>食<sup>ヒ</sup>て警<sup>ケ</sup>賜<sup>ル</sup>ひ拒<sup>コト</sup>け給<sup>ハ</sup>はざあらむ故<sup>レ</sup>是以<sup>テ</sup>王從五位下<sup>オホミヤノミ</sup>弘道王<sup>ヒロミチノミ</sup>雅樂<sup>ヤラク</sup>少  
 允<sup>ミコト</sup>從六位上<sup>ノボロ</sup>大中臣朝臣冬名<sup>フユナ</sup>等<sup>ト</sup>を差使<sup>サシ</sup>して禮代<sup>レイダイ</sup>の大幣帛<sup>オホハタ</sup>を忌部神祇<sup>イミベノカミ</sup>少祐<sup>シウ</sup>從  
 六位下<sup>ノボロ</sup>齋部宿禰<sup>イハヒベノスネ</sup>伯江<sup>フナエ</sup>が弱肩<sup>ヨワカサ</sup>と太繼<sup>フタツグ</sup>取懸<sup>トリケ</sup>て持齋<sup>モチイハヒ</sup>り捧持<sup>ウラマシ</sup>しめて奉出<sup>オウデ</sup>給<sup>ハ</sup>ふ此狀<sup>コノシヤウ</sup>

を平<sup>ヒラ</sup>げ<sup>テ</sup>聞<sup>ク</sup>食<sup>ヒ</sup>て假<sup>カ</sup>令<sup>レ</sup>時世<sup>トキヨ</sup>の禍亂<sup>ワカ</sup>として寇賊<sup>クサイ</sup>の事在<sup>ア</sup>べき物なりとを掛<sup>カ</sup>くを  
 畏<sup>オソ</sup>き皇太神<sup>スメラミコ</sup>國內<sup>ウチノクニ</sup>の諸神<sup>モロカミ</sup>達<sup>ヲ</sup>を唱<sup>ナカ</sup>導<sup>ミ</sup>給<sup>ハ</sup>ひ<sup>テ</sup>未<sup>ダ</sup>然<sup>レ</sup>に沮<sup>シ</sup>拒<sup>コト</sup>排<sup>ハ</sup>却<sup>セ</sup>け賜<sup>ル</sup>へ若<sup>シ</sup>賊謀<sup>クサ</sup>已  
 熟<sup>マク</sup>兵船<sup>ヘイセン</sup>必來<sup>カナラシ</sup>べく在<sup>ア</sup>らば境内<sup>ウチノクニ</sup>に入賜<sup>ハ</sup>はざし<sup>テ</sup>逐<sup>ツ</sup>還<sup>ル</sup>し漂<sup>ウラ</sup>没<sup>ボツ</sup>しめ給<sup>ハ</sup>ひ<sup>テ</sup>我朝  
 の神國<sup>カミノクニ</sup>と畏<sup>オソ</sup>懼<sup>レ</sup>れ來<sup>キ</sup>れる故<sup>レ</sup>實<sup>ニ</sup>を亂<sup>ミダ</sup>と失<sup>ヒ</sup>賜<sup>ル</sup>ふなと申<sup>ス</sup>さ<sup>シ</sup>め給<sup>ハ</sup>ひ<sup>テ</sup>又<sup>モ</sup>五畿七道  
 諸神<sup>モロカミ</sup>及石清水神社<sup>イシノミヅノヤシロ</sup>と祈<sup>ノリ</sup>ら<sup>シ</sup>め給<sup>ハ</sup>ひ<sup>テ</sup>十三年秋<sup>トウサンノアキ</sup>右大臣藤原朝臣氏宗<sup>フジワラノウヂノムネ</sup>等<sup>ト</sup>弘仁  
 式<sup>コト</sup>を刪定<sup>シ</sup>て貞觀式<sup>サカエノコト</sup>を上<sup>ヘ</sup>る此<sup>ノ</sup>に至<sup>リ</sup>て祭禮<sup>マツルコト</sup>の儀注<sup>ノリ</sup>又始<sup>メ</sup>て備<sup>フ</sup>る是<sup>レ</sup>歲<sup>トシ</sup>攝津奏<sup>セツノウラヒ</sup>とく  
 住吉神社<sup>スミヤカノヤシロ</sup>の封戸<sup>フウコ</sup>筑前國<sup>ツクノミ</sup>と在<sup>リ</sup>り其調庸綿<sup>シヨウユ</sup>は租穀<sup>ソウコク</sup>を貢<sup>コウ</sup>ふ充<sup>ル</sup>る本社<sup>ホノヤシロ</sup>と運進<sup>ウンシン</sup>の例  
 なる<sup>ヲ</sup>と數十年<sup>トウジュン</sup>を經<sup>ル</sup>て送納<sup>ソウナツ</sup>の事なく祭事<sup>マツルコト</sup>の關乏<sup>クワンボク</sup>を致<sup>ス</sup>せり願<sup>ハ</sup>くハ太宰府貢綿  
 船<sup>フネ</sup>に附<sup>キ</sup>て毎年運進<sup>トシトシ</sup>て祭料<sup>マツルモノ</sup>を充<sup>ル</sup>しめむと奏<sup>ウラヒ</sup>さ<sup>シ</sup>朝廷<sup>テウテイ</sup>初<sup>メ</sup>して請<sup>ヒ</sup>て從<sup>フ</sup>て承和<sup>ジュワ</sup>中<sup>ナカ</sup>神  
 しむ<sup>コト</sup>三代實錄<sup>サンダイノミ</sup>是歲<sup>コノトシ</sup>以下<sup>ノチ</sup>十四年<sup>トウジュウネン</sup>平野社<sup>ヒラノノヤシロ</sup>預<sup>ヨク</sup>卜部<sup>ウラナヒノベ</sup>宿禰<sup>スネ</sup>平麻呂<sup>ヒラマロ</sup>解<sup>トク</sup>さ<sup>シ</sup>去承和<sup>ジュワ</sup>中<sup>ナカ</sup>神  
 社<sup>ノヤシロ</sup>の地<sup>チ</sup>十段<sup>トウジュウダン</sup>と割<sup>キ</sup>り典藥寮<sup>テンヤクシヤウ</sup>と授給<sup>ウケテ</sup>へるを以<sup>テ</sup>神事<sup>カミコト</sup>を行<sup>ハ</sup>ひ御馬<sup>ミウマ</sup>を走<sup>ハ</sup>ら<sup>シ</sup>めべき  
 地<sup>チ</sup>なく御祭<sup>ミマツル</sup>を集<sup>メ</sup>ふ諸司<sup>モロノミ</sup>の馬車<sup>ウマクルマ</sup>など墳塞<sup>フネツクサキ</sup>往來路<sup>ウライヂ</sup>なきと至<sup>リ</sup>れり願<sup>ハ</sup>くハ早く

件地を返し賜はらむと請奏しき、仍て葛野郡上林郷一町を授け、三代實錄類聚三代格

十七年よ至る、又木島上下兩里の乗田五段を充て、百姓と班與ふる事を停む

三代實錄 是歳春、新年月次、新嘗等幣帛を受とる諸國は、齋衡の制を改め、畿内外國

陽成天皇

共と税帳大帳朝集の三使に附て之を班送るべく制給ひき、類聚三代格 陽成院天

皇元慶元年大嘗會檢校辨、悠紀主基行事を定め、行事所と印各一面を賜ふ、秋

行事所奏とく、五畿七道諸國より、會料雜物運輸に途丁と差課とるよ、遠近多

く疲る故程糧を賜て期會を失ふ事勿らとめ、勅してことを聽し正税を賜

ふ、九月、中臣齋部と諸道よ分遣して幣を境内に天神地祇三千一百三十四神

に班ち奉りき、○按延喜式、三十四の誤りに似たり、然れども今姑く舊文に従ふ、三年、住吉神財帳を造らし

む、初彼社の神財類に觸て數あり、而もに神主等守掌を勤め、遷替ありと雖

も、勘發する事なし、故前神主津守公在の時、多く神財を失へり、唯自ら犯取の

みよ非と兼て人の爲と盜まると、仍て勘責を加へ、其任を解しめき、今より後國

司神主相共と神財を檢定め、子細に勘録し、遷替毎よ必と三通を造りて、其一ハ

官に進り、一ハ國に附け、一ハ社に留むるを以て恆例とせしむ、類聚三代格 五年、伊

豫奏とく、貞觀十年官符に、禰宜祝部等氏毎社と帳を進て會計に備へむと云

り、故符旨に隨て、六位以上の社、祝部氏人帳、毎年勘造し、朝集使に附て、官に進

むるを以て、期限程なく勘造に煩あり、望くハ郡司譜圖に准て、一紀と一度進

る勘會と備へむと白しき、仍て勅して、天下諸國諸社祝部をして、三年毎よ氏

人本系帳を進めて、勘會に備へしむ、冬、太政官奏とく、大和城上郡登美山之坐

從一位勳八等宗像社氏人高階真人忠峯が解狀よ云、淨御原天皇御世より以

來、氏人等本社に奉り、神寶園池、其數稍多し、且高階真人世に相繼る當社の

事を主れり、而もに世遠く人怠り、或は守掌を勤め、神寶を失ひ、或は彼此相

譲り、祭事を闕怠るを以て、屢神崇と致せり、願はくは、筑前の本社に准て、神主を

置き、神事を掌らしめむ、勅して之に従ふ、三代實錄類聚三代格 六年九月十三日、弘道王



を伊勢太神宮に遣して幣を奉らるるを去十一日内裏犬産め穢あるを以て也  
 時に神祇大副大中臣朝臣有本奏こく去元年内裏犬産の時十一日奉幣使を停  
 め十三日發遣せり大外記巨勢朝臣文宗は犬産宜とく三日を忌べし元年  
 九月九日犬産み十一日忌限既満ち十三日を致齋とて其前後を散齋とて  
 たりき然れば今月十日犬産を以て忌限の満日は前散齋に在り故十三日を  
 用ふべうらどと奏を朝議以爲外記の言ふ所理あり然もども所司事を行ひ  
 幣物既備ふを以て有本が言に従ふ三代實錄蓋貞觀以來死穢産穢に依て朝議  
 と費し大禮を闕もの大抵此類也參前三代實錄日本紀略七年伊勢齋王野宮を造ふの工  
 夫元數一萬三千五百六十人は歳減て六千七百三十八人を用ふ遂に立て恆  
 例とす初其人夫五畿及近江美濃丹波但馬播磨等國より徵發して人毎に十  
 日を役ふ是に至て美濃但馬播磨三國を停めて他國に替ふ道路稍遠く人  
 民煩多げとば也三代實錄此天皇御心常ならも君徳ればし坐さす世繼物語祈年祭の

光孝天皇

前日に刀を抜て人を殺し給ふが如き御所業尤多し玉海承安二年參取世繼物語故太政大臣  
 基經謀らひて時康親王を位に即奉りき親王ハ即小松ノ皇也世繼物語其秋勅け  
 らく鶴に賀茂神山を穢すべからざるの制屢降ると雖も無頼の輩猶猪鹿を  
 射る者ありと云り宜しく嚴に禁斷を加へ若犯る者あらば五位は名を奏し六  
 位は其身を挺進し法に依て科に處せむ類聚三代格尋て越前氣比神宮司大中臣安  
 根解云案内を檢ふるよ本社延曆十二年の制に依て封租穀を神庫に收めて國  
 吏に預らしめざる事既に久し而もに去弘仁元年介橋朝臣承繼官司と論ふ  
 事ありしが官司相争ふ意なく件租穀を官庫に收めて専ら國司に任せたりしより後其祭期に當て遠郡官庫より運漕の間に殆ど時過て神事を疎畧  
 にす望むらくハ神庫に徵納て申請の煩を省らむ於是太政官處分と仍て件  
 租穀専ら神用と充て他色に用ひて舊例にまよと神庫に納て其出納をば國  
 宰官司相共之を掌るべく制給ひ三代實錄類聚三代格又氣比神戶百姓を國役に充

る事を停めしむ是歲紫丁女と卜定る齋宮と仁和二年夏伊勢伊勢に下  
 知して日齋止近江新道を取て神宮入給ふべし故伊賀舊路の頓宮を停  
 む九月五日中務省犬死の穢忌限に満ざるを以て齋王の禊を停め七日禊を  
 行て九日神宮入奉らむと時太政大臣第犬死觸穢の人内裏入奉るを以  
 て又之を停め給ひ十二月神宮奉幣使を發遣せらる天皇大極殿御を  
 是時畫所に犬死の穢あり太政大臣諸公卿議奏さく畫所ハ宮門左右衛門陣  
 の内あり凡神事を行ふに當て諸司穢あれば札を衛門陣に立て事由を告  
 知して出入を聽さるハ禁中を深くするが爲也此に依て之を言へば禁中  
 穢と云べしと奏さき故臨給はば便ち中納言藤原朝臣山陰を建春門前  
 左衛門陣外に遣さて散位幸世王を召さ告文を授て發遣さむ其告文ハ太政大  
 臣里第紙を取て在外内記に書さめき齋王十九日を以て解除を修めむとせ  
 るに十七日内裏犬死穢に依て之を停め更に二十四日を卜定め又改めて其

宇多天皇

明日に御禊を行ふ當時死穢の禁忌大抵此の如し既にして齋王伊勢に至る  
 使藤原山陰奏さく廿八日王輿近江垂水頓宮より出る伊勢鈴鹿頓宮に  
 到る其夜西垣外の借屋に火あるを以て齋王更衣の車に乗て頓宮を出給ふ  
 國守等火を救へども撲滅とあたはば西風差扇き火勢甚熾として遂に寢  
 殿連殿に及へり故垣外諸屋を寢殿として齋王を安置奉る由を申さ爰に天  
 皇手勅を賜て七日を過ば物煩あまを解謝し早く齋宮入奉るべしと  
 詔給ひき冬勅して伊豫正税讚岐正税穀各千斛を齋宮寮と充つ承前例齋  
 王太神宮入る後伊勢正税三千斛を以て新居の費とす今改めて之を充し  
 三代 宇多院天皇寛平九年四月勅して河内の當宗杜本神を祭るを再興せ  
 らる皆天皇家の神也 年中行事秘鈔引寛平御記犬鏡裏書 承和中梅宮神を祭りしより後春日  
 大原野平野山科等外家の氏神を祭る者頗多し其祭大概二月四月十一月と  
 用ふ 年中行事秘鈔 此冬始て賀茂臨時祭を行ふ初天皇未だ皇子なりと時賀  
 鈔公事根源

茂神教奉らく弘仁より齋女百官供奉りぬれば怨奉ふらあらねど冬祭を  
 を預らぬめ給へど詔ひき其後程なく思召よらそ位に即せ給ひけるを以て  
 即此祭を行はれき大鏡裏書寛平御記、神皇正統記、公事根源、五年坐越前國正一位勳一等氣比太  
 神官司中臣清貞解さく齋衡三年の官符を檢るに神官司と神宮寺別當相共  
 ん封物の出納を勘知れど云り其後例に依り先神宮に納め後寺家と分與  
 ふ是官司の處分よき國宰の預る所にあらざ然るを此年國宰足羽郡野田  
 村の神封を分て神宮寺料とせらる故別當僧平鎮等封郷に入て調物を押妨  
 く若此の如くにきて改め給ふ事なくば神の供をもれ先僧侶の食となり神  
 社の民還り寺家の人とならむ然れども國宰の行ふ所官司制を難し望請ハ  
 國宰に勅して郷を分つ事を停め官司封物を掌る事舊例の如くし供神に  
 後色に隨て頒行はむと申しき勅して之に従ふ類聚三、初朝廷諸國に神宮寺  
 と建給ひたより天長承和の際或は神封の丁を割て神宮寺に充て或は官司

氏人を去り神宮寺を修理しめ此に至り神地を侵て寺領とすふの弊あり此  
 後僧圓珍の徒専ら妄説を唱へ神崇に託て朝廷を欺き賀茂春日大比叡小比  
 叡飯道山津照三上兵主諸名神の爲に度僧を請ふ朝廷又皆之を聽給ふ時  
 ハ神道何ぞ衰へざる事を得む參取三代實錄、類聚三代格、扶桑略記、七年夏大和神社神主大和  
 人成解さく別社丹生川上神の祝等云御社を建しより今に至るまで幣を捧  
 げ馬を奉り給ふを以て本社四至内ハ神馬を放牧り狩獵を禁給ふ御制な  
 り而もに國栖戸百姓及浪人等事を供御に寄て神地を奪妨け屢汚穢に觸り  
 神崇を致せり願くば嚴に禁制を加へ給へと申しき勅し之に従ふ冬制給  
 ばく諸人氏神多く畿内に在り毎年二月四月十一月先祖の常祀を廢むべき  
 よあらざ若申請ふ者あらば直に官宣を下さむ意に任せ遊蕩日を經ふ事  
 なかれと仰せ給ひき類聚三、後世伊勢神宮賀茂社祠官等又此月を以て氏神  
 祭を行ふハ即其遺制也神宮雜例集、賀茂注進雜記、九年夏山域國奏さく管八郡郡司に解

賀茂祭の騎兵土浪人事に堪たる者を選りて差進既と畢る而るに事を高家  
と寄て國命に從はば若言上とぞは恐くは後責あらむ仍て拒捍人交名を注  
しと申送ると云り國案内を檢ふに承引け輩二十人及ばば陳列の儀關念  
を致すべし望請此の如き類土浪を限らば蔭贖を論じ行齋の外咎五十二決て  
將來を懲とむ爰に勅し給はく其罪贖ふべき者ハ國司其罪過を勘へ法に依  
て贖を責め其餘は請に依れと詔ひき類聚三 代格 天皇自ら書を著して政要を述  
べ又新嘗神今食神嘗等諸祭には御親ら八省院と幸とて其儀を行ひ齋宮齋  
院用途に闕乏を補ひ齋宮寮司を選任とべく誠め給ひ寬平 遺誠 秋に至りて位を醍  
醐天皇と讓奉りき日本紀畧 扶桑畧記 冬勅して五畿七道三百四十社の神に位各一階  
を授けしむ日本紀畧 園大曆 大倭 社注進狀引新國史 是歲神祇官奏けらく太神官司解に備檢非違  
使國內に在と雖も卜食に非ざる者神郡に入らば事なし故度會多氣飯野三神郡  
諸人或は禁忌を犯し或は濫惡を好み訴訟の輩日に絶え然れども官司は神

醍醐天皇

事を勤て巡察に違あらば望請ふ神民の事と幹たらむ者を選りて檢非違使に充て  
專犯罪を祀とせめ大内人大内に准りて事を把て事に從はむと申と即勅して太神  
官檢非違使を置類聚三 代格 初弘仁八年制けらく神祇官奏に祈年月次等の祭  
日諸社祝部等預め祭庭に集て各幣帛を受て其神に供ふべきと頃年祝部怠  
りて參集ふ事なく一百四十二裏幣帛を官庫に收て之を付る事あたはば願  
はくは寶龜六年に格に依りて幣を班つれ日參來とる祝部有位無位を論じ一  
切本よ還とむ類聚國史 類聚三代格 貞觀十年又勅とて云弘仁の格旨一度の關念に依  
り其任を停むるは事甚苛刻にきて適中の理とあらば先上被と科せて將來  
を慎まらめ猶悛めざる者は解却に從はむと制給ひ實平五年祈年新嘗の祭  
日奸濫なる輩多く集て其幣帛を奉る時は老少擧擧の事を致し禰宜祝部等  
神祇官に至らば神禁を犯して奠祭に心なき者を戒しめ明年畿内近江紀伊等  
國司に勅とて様目史生一人を使に充て禰宜祝部を率て神祇官に向て各幣帛

と受べしと詔ひき、類聚三代格然しと此に至る、其弊益甚しく、諸國司任中神社

に破損を修め、禰宜祝等言を前司に託て、其責を脱る者あり、參取類聚三代格、政事要

署、本朝延喜六年制給はく、神社大中に破れを致す者、前司並同任、其料を出

して、後司之を修め、少破は有封神社及見任に吏と共に、神戸百姓を役て、造營

と、既之任を去て京に入者は、彼同任と見任と、郡司禰宜祝等と責催し、修墳

しむ、後延長中に及、太政官符を神祇官に下して、諸國禰宜祝等神社に少破

を修め、大損を致すは、公家の修理を待て、私功を加へざる故也、自今以後、神

社修理の時ば、公使を差て禰宜祝社預等、共ニ檢知し、署名を加へ、十年を限と

して、其間少破あらば、禰宜等修理を加ふるを以て、恆例とせ、政事要當時朝廷祈

年夏冬の月次新嘗等四祭を重み、尤國家の大事とす、名けて四度幣と云ふ

類聚三代格、公事根源、十一年勅、山科神を官帳に附け、四度幣に預らしむ、四度幣始

る此に見えたり、本朝十四年三善清行意見封事を上て、祭祀を嚴にせむ事と

請ふて、白民を以て天とせ、民の食を以て天とせと云時、民を安くと食

を足との道は、水旱の沴勿らしむるに在り、故に朝家毎年神祇官として、祈年

月次の祭を設立て、嚴く齋を加へ、遍く神祇に祈て、其豐熟を乞ひ、又其報賽

を致す、其儀公卿辨官及官官を率て、神祇官に至る、神祇官社毎に各幣帛一囊

清酒一瓮、鐵鉞一枝を棚上に設け、或は左右馬寮に馬を奉る社あり、爰に官祭

文を請訖て、祭物を諸社祝部と班ち、其本社に奉らるむ、祝部等各潔齋り、持捧

て表進るべきと、事なく皆上卿の前として、幣絹を懷し、押入、梓柄を拔

棄て、其鋒を取り、又筥を飲傾などして、一人を祭物を持って官門を出る者な

く、其神馬は都芳門外に居て、市人みな之を買去るに至れり、然らば祭る所の

神、阿を飲饗給はむ、既に其祭を飲坐、ざる時は、豊饗を來すべき由なから

む、望くは諸國に勅して、史生一人を差し、祝部を率て、其祭物を受け、即本社に

奉て、其祭禮を致さるめむと申さき、其言論悉く當時の弊に中らざる者なし、本朝

文粹、其言論以下參 是よりさき左大臣藤原忠平に勅さる、弘仁貞觀の式を取  
取類聚三代格大要、拾て式を造らんとむ、延長五年延喜式五十卷を修て之を上る、延喜式序、其神祇式  
日本紀畧

凡十卷又尤備弘仁貞觀延  
喜式等序 天下諸國祭所に天神地祇神祇官帳に載る者

三千一百三十二座、○按天神地祇の總數、元慶元年の條と粗符合ふを以て、既  
に三年梅宮祭を停め、四年大和宗像神三座官社に預り、本朝月令に、延喜十一年  
山科神二座官帳に附る事ある時は、元慶以後増損ありし事著し、姑附て考  
ふ、備 大社小社の別あり、其幣數亦各異也、延喜  
式に載るの神にさして、官幣に預

るを之を號て官社と云ひ、又式内社と云ひ、參取續日本後紀、  
延喜式、諸神記、 其他に神と式

外社と云ふ、朝野  
群載 蓋神帳に制天平中に起る、出雲風土記  
古語拾遺 慶雲にハ神祇官記承

和は神祇官帳延喜に神名帳と云、其實みな同じき也、續日本紀、續日  
本後紀、延喜式、 凡四時諸

祭、令條の外、二月は鳴雷神、大原野、大宮、寶平岡の祭、四月十一月は松尾平野、露露

神、四而御門、御川水の祭、六月十二月は御贖、卜庭神、大殿、忌火庭火の祭、九月は

は御巫御門、巫座、摩巫の祭、十二月は鎮御魂、齋戶祭あり、月朔毎に忌火庭火祭

晦日御麻御贖祭を行ふ、凡祭祀に大中小の差あり、常祀の外、事に從て祭る者

祈雨神祭八十五座、名神祭二百八十五座、出雲國造神壽詞を奏す祭、其他露露神

鎮鳴竈祭、御竈御井、産井等祭、甚多にして記すに堪合せて之を臨時祭と云、

大概其事煩瑣しく、大寶令制に簡易なること及ぶ事あたはば、大槩以下、參酌  
令義解大意、 凡中

祀前後の散齋に日、僧尼及重服の者、内裏に參入ことを得ば、致齋散齋に日は

輕服と雖も、入事を許さざ、凡穢惡の事と觸て忌べき者、人畜に死生及肉と喫

ひ、喪を吊ひ、病を問ひ、佛事と預るが如きは、事に輕重に依て、日數に多少あり

唯宮城内一司穢ありとを之が爲に祭を停むる事を得ば、宮女懷妊者は散齋

に前日に宮を出し、月事ある者、祭日に前と退けて殿に上る事を得ざらしむ、其

制甚嚴なり、凡伊勢太神宮神嘗祭幣帛使は、王五位已上卜食の者を充つ、其年中

四度使は、祭主之に供奉る若故ある時は、脚職官並諸司官人、及散位中臣氏五

位已上を用ふ、祈年月次祭使參入の時、大神宮司卜部多氣河、祇候て解除を

位已上を用ふ、祈年月次祭使參入の時、大神宮司卜部多氣河、祇候て解除を

行ひ、朝使は先神郡の堺外に留め、ト食て後に入らぬ、時使は飯高郡下樋小河に至り、鈴聲を止めらむ、王臣以下ハ、輒く幣帛を大神に奉る事を得、三后皇太子も、奏聞して後之を供ふ、凡二所太神宮預め、宮地二處を定め、二十年毎に新材を採り、正殿寶殿及外幣殿を造り、更に舊宮の神寶を新殿に遷し奉る、是に先て辨官吏史生、官掌、神祇官及諸司主典、若くは女孺雜工等、七月一日より、神祇官西院にして、神寶及調度を營造り、諸物備ふる時、使を遣して、之を太神宮に送り、此時預先、宮中を祓潔め、又中臣氏を京畿及近江、伊勢並太神宮司に遣して、同しく祓潔しめ、其近宮使は、孟冬より始り、神宮七院及朝熊園相鴨田、乃家、蚊野、湯田、月夜見、草名、伎、大間、須麻、漏賣、佐那、櫛田、十二社を造る、其使の供給、又丁匠役夫の糧食ハ、神税を用ひ、神税足ざれば、正税を用ふ、自餘諸社ハ、町司之を修理む、其官材を伐り、心柱採る時は、山口を祭り、船代を造り、雜器を造り、心柱を豎殿地を築くも、又皆祭を行ふ、其神寶祭物の色目及禰宜内人の明

衣に至るまで、蓋延曆代制に依りて改事なし、蓋以下據延曆儀式帳 凡神田四十六町一

段、大和宇陀郡伊賀伊賀郡各二町、伊勢桑各鈴鹿兩郡各一町、其度會郡五町四

安濃壹志兩郡各三町、飯野郡十一町、六段度會郡十町五段、

段は郡司の管種を以て、大神宮三時祭度會、朝夕の神饌を供へ、伊勢度會多

氣飯野三神郡及飯高 三十壹志 二十安濃 三十鈴鹿 十河曲 三十桑名 五六郡大

和伊賀志摩尾張參河遠江等の神、三百五十三戸、調庸雜物ハ、神官司檢領て

神用に供ふ、三神郡の校班、損不堪、佃及計帳疫死等、政は官司國宰共之を行ひ、其雜務を行ふ者は、度會郡宇治郷を始とす、國司は先名簿を移し、ト食て政に従ふ、若朝使來らば、先神郡界外に留て、ト食て後に入しめ、ト合ざる者は、堺外に事を行はしむ、二所神宮、樞餉御馬各二匹、幣馬ハ内を簡く、常々養はしめ、其餘は皆神牧に放しむ、其飼丁凡七八人、凡諸國神社は、破に隨て之を修め、其四至内樹木を伐り、死人を埋る事を得、諸神の名、神官社等に預る者は、官符を待り、神祇官内印を請て、更に其國に下す、祈年、月次、神今食、新嘗祭ハ楯板置

座は、五畿諸國の神戸百姓をして進らしめ、年中御卜波ミウラハ加木皮カキノカ大和、有封社より奉り、其龜甲は紀伊阿波土佐之を進り、齋王野イハノ官料の龜甲は神祇官之を進む。凡神戸調庸は、祭祀修造及供神の調度と充て、田租は貯て神稅とぞ。神稅交易雜物並伊勢神三郡浪人の調庸は神祇官檢校と、其司其出納と掌る。神戸百姓は輒く得度する事を得ず、諸國神稅調庸帳、神戸計帳祝部名帳は、毎年勘造て神祇官に送り、官計會て即返抄を付く。其他法制悉く備らざる事なき。法制の備る事既に此れ如しと雖も、天下諸國正稅公廩を分て、佛寺の用と供る者、二百六十四萬千八百餘束に及ぶ。神祇の祭と供る者、一萬四千八百束に過ぎぬ時、當時の政知るべきに延喜式。此後記載既闕て、其詳なる事得て考ふべからざと雖も、家乘日錄稍徴とするに足れり。唯神道大に衰へ、人心頼む所なきに乘り、僧徒其妄説を唱へ、陰陽家又從り、方忌災祥を言ふ時は、公卿殿上人より庶人に至るまで人みな手弱女の如くにして、讀經精進チヤクキョウセイジンの至ざる事を憂ふ

是以朝廷行ふ所は神事を、水旱疾疫あれば、必幣を神祇に奉り、地震兵革は、必使を遣し、之を祈り給ふのみならず、遠天皇命トホウテンノミコト神祇の威靈を被りて荒振者を討罰給ひ、百姓を惠み治る事を本とて、神を和め祭れる道は甚異なりき。故種々の物忌ども出來るまじく、忌穢と云事のみ拘泥クワニて朝廷の大祭を廢め給ひ、公卿諸臣を障と申して、祈年新嘗の祭に預る者なきに至れり。於是神祇も又崇谷タカヤを示し給ひ、災異漸起り、盜賊の患はより滋し、參取日本書紀、日本紀、扶桑略記、西宮、朱雀院天皇承平四年海賊の御祈に依て幣を諸社に奉り、又山陽南海十國十八所の神に、臨時幣帛使を奉りき、扶桑略記裏書天慶元年、新嘗會に中院期を過り、御湯を供へ、大膳大炊左馬等所司、平野祭供奉を闕し、依り、並に過狀を進らむ。然れども、此後其弊終る止まざ、本朝世記二年、群賊東西に起り、平將門、藤原純友等叛奉り、まかば朝廷使を伊勢石清水、松尾、平野、大原、野稻、荷春日大神、住吉等諸社、及東海東山諸道明神の社に遣して、臨時幣帛を奉り、日本



紀畧、扶桑畧記、朝三年春勅し、五畿七道名神の神位一階を増て、其極位の神

は封戸を寄奉る事を祈り、本朝世記、園太曆延文五年、源平盛衰記、參議伴保平と云く幣を伊勢

太神宮に奉らしめ、之を將門終に誅なば、秋又幣を石清水賀茂上下社に捧

て、南海賊を平くる事を祈り、伊勢公卿勅使例、本朝世記、西

宮記、日五年石清水臨時祭を修め、本朝世記、扶桑畧記、帝王編年記、賀茂社之行幸を、東遊走馬

を祇園社に奉るは、皆其報賽也。日本紀畧夏山科祭左馬寮官人、或は穢或は病と稱

ふを以て、右馬寮を去りて仕奉らしめ、賀茂齋院の御禊に、院長官藤原成國病あり

と云を以て、大藏少輔藤原敏生を其代とせ、又病ある由を奏せ、即兵庫頭平齊

章を改定め、かば、傷胎穢ありき、依て大膳大夫橋公彦を去りて之を仕奉らざる

本朝七年、是よりさき大政官符を太宰府に下りて、管國島の神名帳を寫し進

るべき由を仰すに、多く年月を送て、之を上らざ、是に至りて勅し、げらく管國

島神名帳悉く朽損て、據勘し難き事あり、宜しく管國島を仰せて注進らしむ

べきを今に猶進めざるは、府司國宰に緩怠也、國宜しく承知し、件諸神位記案並

神名帳等、早速進上せよ、若其本位記散逸し、叙位年月詳ならざる者、具注言上し

る、重て怠事を得ざれと詔ひき、尋て筑後國司吉志宿禰公忠其國の神名帳を進

め、且奏さく、案内を檢ふに、高良玉垂命神豐比咩命神並二前御位記遠國底

と納て、後代の鏡とすに足り、仍て詳に叙日を記し、兼て位記を寫し進上

る事件の如し、但其他諸神に至れば、或は國司商量て借位を授奉り、或は位記

紛失し、叙日を知らざるの類は、唯當階及神名を記して奉ると申さき、筑後國神名帳

凡諸國皆神名帳あり、各國內の神名位記を記し、官知末官知の別あり、猶式内

式外と云ふが如し、參酌和泉尾張參河駿河伊豆美濃上野國司任に赴く時ハ

國帳に載る所の諸社に巡り詣つ、之を國司神拜と云ふ、參取今昔物語、袋草子、

中右記、兼盛集、又月朔、毎に幣帛を班し、禮を行ふ之を朔幣といふ、參取釋日本

長明無名抄、紀引淡路國例式、今昔物語、鹿島社、此後天下諸國、各式内の神一社を崇め、一宮とせ、又二

村上天皇

宮三宮四宮等の稱あり、參取今昔物語、金葉集、古今著聞集、中右記、源平盛衰記、東鑑、峯相記、村上天皇天曆元年

民間祠を北野に建てて右大臣管原道真の靈を祭り、天滿天神と云ふ、元亨釋書北野緣起

初道真字多院の仕奉り、大に天下の政を正さけるが、藤原時平藤原管根藤原

清貫平希世等が、讒に遇て太宰權帥と貶さるる故、太宰府に至り、祭文を作て

冤を天に訴へ、其靈奮激して遂に神となり、大に威靈を顯さるる、政事要畧、扶桑畧記、大鏡、大平記、在

拆縁起、祭文以下、西宮記、扶桑畧記、時爰に迅雷風雨災旱屢起り、宮中亦恠あり、裏書、日本紀畧、

平及諸子相繼て皆没せ、管根清貫希世等又雷に爲に震死さば、世人之を道

真の崇也と申しき、十訓抄、愚管抄、皇代記、色葉字類抄、然れども時平の子顯忠深く威靈を恐て

毎夜北野天神を祈り、さかば、其禍を免れ、弟忠平ハ筑紫ニ書通ハし、慇懃に

交りしが、子孫世々攝政關白たり、十訓抄北野緣起其神驗威靈此の如くなるを以て

人みな貴賤をなく崇奉り、元亨釋書、北野緣起朝廷にも祭禮を設け、二十二社の列に預

らしめしより、郡國にも又社を建て、像を畫て之を祭りき、公事根源、二十二社注式、菅家傳記、

年春祈年祭年來懈怠多きを以て、如在の禮を致さべく制給ひ、冬新嘗祭に忌

の外、諸脚觸穢と申して、參らざる者を責問ひ、掃部大膳等供具を怠るの過狀を

奉らしめき、日本紀畧天德四年秋、禁中火あり、内侍所災に罹れ、因り左近衛中將

源重光を以て寶器を求しむるに、神鏡三面を得たり、一所は徑八寸許、頭に小

瑕あり、とて圓規並帶損ハれ、甚分明に御坐き、即伊勢太神也、一所ハ長六寸

許、眞形損ふ事なく、一所ハ己に破損ハれき、是ハ紀伊國大神也、釋日本紀引村上

畧、扶桑畧記、帝王編年、天皇御記、日本紀並に大藏省轉櫃三合に納て、縫殿寮高殿に安置奉る、日本

紀畧、扶桑畧記、此後寛弘長久の災に罹て、神鏡遂に矢給ひき、日本紀畧、神

代に御鏡を改造給ひ、さより、歴世敬齋奉る事九百餘年とて、始て此災あり

嗚呼又天地の至變也、參取古語拾遺、扶桑畧記、神皇正統記、是時に當て、藤原氏世々外戚の勢を

假て攝關の權を專らよせしむば、朝政又是より衰ふ、大鏡、榮華物語、古今著聞集、園融院天皇

天祿二年攝政伊尹始めて賀茂詣を行ひ、日本紀畧、公事根源、一條院天皇位に即給ふに

圓融天皇

一條天皇

及て吉田祭を始め、年中永祚元年春日社に行幸し、正暦四年大原野社に行幸

し給ふ、皆藤原氏の氏神也、日本紀畧一代要記、歷代皇記、保二年圓融院皇后と皇太后と

大鏡裏書中宮と皇后とし、女御を立て中宮とす、日本紀畧權記大鏡裏書、是よりさき藤原行成

奏とく、東三條院皇太后宮中宮並に藤氏なきとも出家と給ふを以て、氏祀と

勤む事なく職納の物徒に私用を資くのみ度々の變怪ハ神事の違例に

在りとト合もれ、又此故也、況や當時二后、今其一を加へて、神事を勤めば、何

事かあらむ我朝は神國なれば神事を先とすべし、左大臣道長氏長者なきを

以て其祭を闕怠らざと雖も、大原野祭ハ后宮御祈け爲なるを、二后神事を勤

給はば、恐らくは神明に本意にあらざ、故妃を立て后とて、氏祭を掌らさめ

給へと奏さき、權記蓋其言に從ふ也、寛弘二年冬、内侍所神鏡災と罹れ、を以て

參議藤原行成を遣ひて、宸筆宣命を伊勢大神宮に奉らさむ、法成寺攝政記、小

畧、帝王編年記、伊勢、宸筆の宣命此に始ふ、帝王編年記、是歲中宮大原野社に行啓

勢公卿勅使例、古今著聞集

三條天皇

し給ふ、左大臣以下、近衛中將諸衛佐、舞人十人、左右京六府供奉、走馬之に仕奉

り、日本紀畧中宮御輿に後より從ふ者、騎馬女十四人、絲毛車二兩、金造車二兩、檳榔毛

三兩、部車十兩、編車二兩、其儀天子行幸の如くに、甚盛なりき、三條院天皇

長和元年、賀茂齋院の御禊に至れば、卿相觸穢を申して、出車を奉る者少く、美

濃播磨禊祭料を奉らざ、其車僅に四兩と過ざりしが、左大臣道長石清水詣て

る時自ら唐車に乗り前驅は唐車檳榔毛車等數兩あり、舞人陪從尤華美を

極む、中宮大夫道綱皇太后大夫俊賢侍從中納言行成等が如き、其他大將諸衛

督文武諸臣みな其前驅後乘に備ふ、其比叡山に登る時は、卿相を率て騎馬に

して、其社前を過るが如きの不法無禮尤甚と、其權を恣に及て、天皇の

廢位を謀る時ハ、天皇を安らざ思ひて、神祇に訴坐とらざ、終に皇位を去給

ひき、後一條院天皇寛仁元年十月、幣帛神寶を天下諸神に奉る、其飾劍二柄を

誤て鹿島香取及園韓神の料とて、終に之を石清水社に奉り、或は神寶なき社

後一條天皇

の宣命と奉る由と記す宇佐石清水姫大神と神寶闕乏に依り新に二具を造  
 るの類神事の違例又極て多し小右記是月天皇石清水社と幸きて神封百戸を  
 寄奉り日本紀畧、小右記尋て備中の御封二十五戸を神供料とて播磨阿波土佐の御封  
 を修理料に充給ひ小右記其後愛宕郡を以て賀茂上下の社に充奉る事を祈る  
 時と公卿議奏とげらく此郡ハ皇城及平野吉田天滿宮の神社あり且野宮北  
 野悠紀主基等の地は萬代相傳の處にして一人自由の地にあらざ氷室は百  
 王に供奉る物なれば是又一時に改め難し仍南は皇城北大路東ハ郡界西は  
 大宮東大路北ハ郡界を限り又氷室を除て二社と分寄し分るべしと云ふと  
 以て賀茂社に行幸して郡邑を加奉りき小右記、左經記、日本紀畧萬壽二年華山院の皇孫  
 源朝臣延信を以て神祇伯とす尊卑分脈是より後子孫世々相承る其職を襲く尊卑分脈、帝王編  
 因て又其家と呼て伯家と云ふ伯家五代紀明年祭主大中臣輔親をし  
 る御病を神祇官に祈らしめ給ひ又招魂祭を行はる小右記長元四年秋齋宮頭

藤原相通を伊豆に流し妻を隱岐に流さる初伊勢神宮六月祭日祭主輔親及  
 官司等仕奉る時忽に雷電大雨天地震動つる間齋王神カミカサリ憑きて我は皇大神宮  
 第一の別宮荒祭アラワリノミヤ祭官也今大神の勅に依り宣給ふぞ寮頭相通夫婦年來狂言を  
 構へて我夫婦には二所大神翔付給へり男女子等には荒祭高宮女房オカミヤの五  
 所別宮の付給へりとて奇異の事を唱ふるは神明に奉爲オホミタマにを帝王の奉爲と  
 せ不忠無禮也又神事の違例幣帛ハ疎薄として古昔の如くならざるは深く  
 咎むべからざと雖も神を敬はざる也抑伊賀守源光清官舍納稻を刈取り神  
 民を殺せと後三年に及て配流に行はれとば公家の懈怠也帝王と吾と相交  
 る事縁の如く公家を護るの外他念なし今上神を敬給はざとを嗣皇神事を  
 勤る事あらむ王運歴數の長短ハ降誕ハ始に定めり彼相通等を早く配流と處  
 べとと詔ひ訖齋王神殿の神酒を聞食給ふ事凡數十杯に及給ひき即大内  
 人等をしり相通等を御門の外に追渡と其由を奏とて朝廷にも深く驚き坐

後朱雀天皇

て夜々内侍所を拜奉り給ひ、參取小右記、左經記、大神宮雜事記、日本紀畧、使を伊勢に遣し、之を祈奉らしむ、日本紀畧、尋々出雲守橋俊孝を佐渡に流す、杵築社の神教を偽り申すに依る也、百鍊鈔、秋、上東門院八幡住吉社に詣給ふ、其扈從上下狩衣に裝束、各折花唐綾羅文織物を裝ひ、上達部毛履を着き、金銀を莊嚴とせ、其美麗いふべからざ、小右記、是よりさき八幡賀茂春日大原野の行幸行啓、まどく盛にまどく藤原氏又賀茂春日詣を行ふ時ハ、舞人陪從互に裝束を競ひ、風流を事とせしより、此に至る華侈尤甚と云、參取日本紀畧、小右記、江家次第、八年、中宮の爲に源經頼を賀茂社に遣して、神服を奉り、又甲斐守頼經を鹿島香取社に遣して、神封十五戸を分寄と、白玉と瑠璃壺を納奉りて、皇子に生坐む事を祈らむ、左經記、後朱雀院天皇長久元年秋大風に依て、豐受大神宮正殿及寶殿瑞垣悉顛倒、嚮て天皇伊勢に幸と給はむと思ひ、其事を果と給はざるに、此變災ありとを歎き給ひて、即幣使を發遣とむと、その間に神教あるを以て、又幣使を停め深く恐

後冷泉天皇

み坐る、毎夜宸筆宣命を讀つ、御拜ありき、百鍊鈔、既にして内侍所神鏡又災に罹れ、を以て、人皆神威の衰ふる事を悲しみき、百鍊鈔、古今著聞、後冷泉院天皇康平四年、關白賴通、名據公卿補任、賀茂詣を行ふ、殿上侍臣を以て舞人とし、中納言以下公卿を前驅たらむ、其儀行幸れ如し、人みな之を怪む、扶桑畧記、一條院以來、朝憲稍弛み、後冷泉院の末華侈日甚しく、下吏の車を金を飾るに至りき、後三條院天皇東宮にありし時、甚く之を憤り、其弊を革めむと思しき、續往榮華物語、愚管鈔、古事談、位に即に及て、終に藤原氏の政柄を収めて御みつかから政を治らせ給ひ、榮華物語、愚管鈔、神皇正統記、延久元年石清水行幸、鳳輦を留め、見物車に金物と剔去しめ、かば賀茂行幸れ時、至て金飾りし車一兩をあらざりき、今鏡談、天皇かく嚴しく健として世をまを直す事を專と給ひ、榮花物語、又深く神を尊み奉りし故に、藤原實政左中辨を請申す時は、天照大神の神慮を請奉らむと詔ひ、其後伊勢宣命、朕位に即しより、僻事せざと書せ給へ、を大江匡房

後三條天皇

白河天皇

神は欺くべからざと諫申されば、黙して止給ひき。今鏡、續古事談其神を敬ひ給ふ事、此の如くなりしかど、世を早くと給へる故に、佛氏の弊を除て神祇の典と興すに及ばざりしかば、實に中國の不幸也。參酌榮花物語、續古事談、續往生傳大意白河院天皇承保三年、石清水賀茂社之行幸し、毎年行幸の式日と定む。扶桑略記承保元年春勅して曰、俗澆漓に及び、曆辛酉を告ぐ、咎微輕きにあらず、諸神よ冥助を仰りては、何て一天の禍を禳はむ、宜しく天下諸神に位一階を増奉るべしと宣ひき。革曆揭文、源平盛衰記此後承治、建仁、弘長、弘和の如き、皆革命の御祈に依り、諸神に一階を増奉りき。百鍊鈔、革曆揭文、源平盛衰記、國大曆諸社根源記此天皇一日、藏人藤原爲隆が奏事を聞て、倦給ひて御座を立むとし給ふ時、祭主大中臣某謹天裁申請事と讀聞せ參らせければ、大神宮に訴よなとて還り坐させ給ひよけり。續古事談其御心を神事と留め、忽にと給はざり者、又見るべし、然れども其佛法を好む事甚深なりし故に、延曆興福園城等の僧徒輒すれば、神威を假り、意の如く振まひき。參取元亨釋書

續古事談、扶桑略記、百鍊鈔夏四月是よりととき、日吉社蹈歌に、大津に民僧徒を辱めらるるを憤り之を延曆寺に訴ふ、寺僧裁許なかりしかば、其民又園城寺に告ぐ、寺僧汝日吉を去り新宮の所課に供奉らば、汝が爲に怨を報へむと申しき、此に至て數百人を率て比叡祭使を停て祭を新宮に移さむ、延曆寺又兵數千を發して園城寺を攻む、六月使を遣して比叡祭を修しむるに、園城寺僧又官使を遣却さき。扶桑略記爰に延曆寺僧數千人園城寺を攻て、火を放ちたるに、寺塔悉焼て新羅明神も又災に罹りき。扶桑略記、百鍊鈔新宮新羅明神は皆僧圓珍創むる所に園城寺の神也。天台座主記、叡岳要記、元亨釋書、寺德集八月使を遣ち幣を日吉社に奉て、僧徒の戦を告ぐ、延曆寺僧徒勅使を敵兵と見誤り、出拒て矢を射る事、雨の如くなりしかば、勅使狼狽して逃還り、時人みな笑ひき、其横暴に及り、朝廷を侮る事、大抵此の如し。扶桑略記二年熊野山大衆三百餘人、新宮那智の神輿を昇て、京師に入て尾張官人其徒を殺せる事を訴ふ。扶桑略記、帝王編年記僧徒神輿を昇て事を訴ふ

堀河天皇

事此と始、堀河院天皇寛治七年興福寺僧徒數千人春日神人を率て鉾神木を捧げ鈴鏡を持て近江守高階爲家が蒲生郡市莊神人を侵掠る事を訴ふ扶桑記百此時と當て興福寺は春日神木を捧げ延暦寺は日吉祇園の神輿を昇

る事を京師に訴へ意の如くならざれば神輿を棄去る朝廷又之を如何とせし事あはば是は僧徒まをく放恣とて強訴紛紜止事なかりき中右記百鍊鈔

大事並に佛事志の詳也是よりとて四年春賀茂神教を以て毎日の神饌を備へ秋天皇夢の神祝不足の神宣あるを以て不輪田六百餘町を奉り又御厨を

諸國に分置とて時人譏て國の亡むとて時政を神に聽也と申しき中右記百鍊鈔

八年伊勢道宮催使を伊豫下を事を止む國司泰仲神拜以前其妨ありと奏すに依る也中右記康和二年國司京關と出る者幣と道神を奉て途中の平安を

祈り國に就て神拜を致その後吉日を擇み池溝官舎を治め交替の政をべく制給ひき朝野群載蓋國司任に往る部内諸社の神拜を行ふ者由る起る所久と雖

も中世以來稍其禮を忘るるを以て此制あり參取今昔物語、夏宮主神祇少祐中右記大意

卜部宿禰兼良に勅して御卜の時式外の神を卜問の例を問はむ兼良奏と

く式に載ざる神御卜に合ふの承前の例也近くは延久二年冬越後春日布河

神陸奥鹽竈鳥海神六年夏陸奥浮島鹽竈鳥海三社承保二年冬紀伊小野社承

曆四年丹後須岐社阿波白鳥社に如き皆式外と雖も御卜に合へり縱令御卜

と合ざるも式に載せざる神社を注し占ふ事又常例也と奏とき五年神祇

宮奏とて嘉保三年の宣旨を按ふるに五畿七道諸國神社破壊ある毎に修造

を加ふべき近代以降多く破壊あるは是國司及社司等れ怠なり五畿内神

社は使を遣はて其全破る者を注し七道大神寶に預る社に國司等に下知と

て早く修理を加へ舊基に復さめよ若官符到來の後百日内は國司法に如

くせざらむ者ハ重料の處せむと勅ひと南海諸國大小神社破壊て顛倒に

至らむと故五畿内は例に因て其全破る者ハ修補を致し拒捍は輩は言上

を経て天裁を請べく宣旨を下し使を遣し給へと奏をまに制給ひ尋て使を遣して實檢せしむるに修補する者萬の一にして破損ふ者十に九也今一道を以て之を推し諸國を又同からむ願はくば先例に准て使を遣し國々の神社を買檢せしめば神の爲に誠ありと國を鎮むる計ならむと奏す即勅を奉り三日廢朝を行ふ初諸道に下して之を議せしむるに各漢土の故事を引論らひき或云魯成公三年新宮災に三日哭きたり公羊傳に云く禮也禮記に云其先人の室を焚く時は三日哭す唐令に五嶽四瀆場類をハ事を視ざる事三日など見えて天祠靈社の災ありし事見えざれども別雷社ハ一天鎮守の祠四海尊嚴の初なれば灰燼の災にハ宜く宗廟の例に依て廢朝あるへと或云國家の崇敬奉る事大祖廟社を除くは外本社に並ぶものなく且案上官幣に預り中祀に列り齋院を置き公卿使を立て祭日に廢務あり況や儀制

鳥養天皇

令に二等以上は親外祖父母大臣及百官三位以上の喪に事を視ざるの文ありとや其嚴重謹慎何てか臣下の喪も同じくならむ須く三日廢朝あるべしと奏しき因て勅して音奏警蹕を停む永昌記此御世に太政大臣信長を以て大神宮上卿とす伊勢神宮に文書訴訟を評議する事を掌らむ此後議を定むる毎に沐浴解除して穢惡の事を忌む尤嚴なり凡太神宮上卿を置事此に始る玉海  
安元元年鳥羽院天皇天永三年十月川合社廻廊災あり下社氏人等火を救ひ火穢を觸る時ハ相嘗祭を行はるべきや否を議せしむるに公卿決むる事あたはる上下社司を召間に齋院の相嘗に齋王月の障あれば中卯日を用ふれども本社相嘗延引の例なく四月祭に穢ある時ハ供祭の例あり故今之に准て相嘗を行はるべしと云ふ藤原宗忠謂らく此説に因て文德實錄を考ふるに齋衛元年穢に依て祭を停め山城國供へ奉る事常た如し其所謂穢と云ハ死人あるを云り康和二年下社穢ありしに彼例に依る時ハ今又此に従ふべし明法



博士等曰氏人本社に至るとき本社の穢にあらず式に失火は觸者七日を忌  
 の制あり今社司氏人残りなく川合社に趣き火穢に觸るを以て神事ニ供奉  
 るべからざ宜しく上の社氏人をきて相嘗を勤めまむべしと奏せ社司上下社  
 の作法各別にきて氏人異なるが上に古今其例なきと云を以て神祇官陰陽寮  
 にトばしめて上下齋院相嘗中卯日を用ふる事を定め即幣を賀茂社ニ奉て  
 其状を謝申さむ中右記延喜より後公卿摺紳見る所慮る所大抵觸穢方忌  
 事ニ過ざる時ハ朝政の振はざる又宜なる哉白河法皇政を院中に知せ及  
 て屢營造を事とし其費甚多く諸國神社の修理朝廷之を備ふる事あたはだ  
 受領重任の功を慕て僅に其用ニ充しめ參取中右記百鍊鈔神皇正統記神厨を除くの外佛  
 事の爲る殺生禁斷の制を嚴よせらる今鏡百鍊鈔故諸社の封戸神物の辨濟なき  
 と以て神事の違例頗多し參取中右記大意元永二年上野奏さく近者關白藤原氏の  
 莊園五千町ニ及べり故賀茂齋院禊祭料の紅花を辨備ふる事あはだ即勅

して之を停められしうと伊賀國ハ春日社領を取て法皇の用途ニ充給ひき  
中右記是よりさき太宰府管内神人ハ徒蜂起して群盜相亂り放火殺害勝て計  
 ふべからざ是大江匡房大宰帥たりし後三年に至れども國に就さる故也と申  
 しき因幡守宗成姓關本國司よりし時目代をし其神拜を攝行はしむ其後九  
 年ハ間身未だ國に就ざるを以て始て一宮に詣て臨時祭を行ふ當時國司ハ  
 政事を勤めど神拜を怠ること既に此のことし大治中に大和國司源重時姓據  
 尊卑分脈 古禮を復し神拜を行て國政を正さる意あり故其神拜の時山階寺僧之  
 を妨げしかども朝廷終に其罪を責る事なし中右記於是諸國神拜ハ禮蓋又衰  
 ふ中右記然れども安藝守平清盛伊賀守源爲綱ハ如き皆任國の神拜を行  
 ひ參取古事談其後建武間に及て猶其禮を行ふ者あり難太平記十一月賀茂  
 源平盛衰記 今川記 御祖社正殿及舍屋廿宇災に罹るを以て嘉承中上社の例に依て三日の廢朝  
 を行ひ中右記受領の功を慕て假殿を造り御體を渡奉りき保安元年淡路國  
 百鍊鈔

崇徳天皇

司先年宣旨に因り、智茂毎日神供れ爲に生穂庄を神領とせらましに、官使國中  
 中新立の莊園を停め兼て神領を取るを以て神寶神殿の破損を致せりと奏  
 しき、中右記崇徳院天皇即位の冬、太宰府に勅し、神寶の勘文を勤め、神祭を謹  
 しみ、官舎の修造を致さしむ。朝野群載大治二年、神祇官八神殿焼く、諸卿議奏しけ  
 らく、神祇官ハ天神地祇を禮祭キヤひ宗廟社稷を崇むるの初なる時は、今此災に  
 當り、宜しく廢朝を行ふべし、八神殿神祇官共に忌方なれば、明年之を造り、明  
 年又忌方な當らば、其期に臨て、方違カマヤヒを行ふべし、然れども八神殿を造らざ、空  
 るく日月を送る事、其恐まなきにあらざ、伊勢正遷宮及諸社造宮は、忌方に拘  
 いらざるの例に因り造らざるべしと奏を、即其議に従て、月次、神今食、祈年祭を  
 中院へ行はしむ、夏、祈年月次祭の幣帛ハ、延久に制符に依り、諸國雜掌に授け、  
 各其本社に送奉て、請文を進めたるべく制給ふに、四年に至て、殺生禁斷の故  
 に、諸國月次祭の供神物を進らざる者あり、中右記蓋先王祈年祭を設り、年穀を

祈り、月次祭其報賽をなと、新嘗を以て新稻を獻ふるは、天下百姓を平安ならと  
 むるに御祭也、而のみならざ、天皇は天下大中小天神地祇を敬拜奉りて、一日  
 も怠り給ふ事なと、其神を敬ふの禮、民を惠ツツむの政尤備ふ、斟酌令義解、延喜式、年中行事、秘鈔  
引仁和御記、大意、此に至り朝政大にみだれ、諸祭又從て衰ふる時は、繁文方忌の未弊  
 と泥て、禮典を舉行ふ事あたば、是以識者みな之を憂ふ、中右記、續本朝文粹、初鳥羽院  
 位に即しより廿五年の間、天皇神祇官に幸し、神今食、新嘗、例幣祭を行ひ給  
 ふ事已に絶り、中右記保延元年秋、式部大輔藤原敦光其當時の弊政を論て云、  
 凡二月祈年祭、六月十二月月次祭、神今食、九月神嘗祭、十一月新嘗會は、朝廷の  
 重事なるに、僅に其祭を行ふのみとして、其禮漸薄し、中に就て神今食ハ、天皇  
 中和院を幸と、神嘗祭にハ、大極殿に幸し給ひ、威儀よく棊ト々ト自ら神心を感  
 ぜざる足きり、而るに今其祭衰へて、恆規を失へり、宜しく事々式に従て、舉行  
 ハざるべと、且諸國大小神社、破壊るれども、修理を加ふる事なく、國宰祭祀の場

神祇志料

卷之二

卅壹

臨まざ社司修治を致さば家譜ならざる者に社務を知らざるを以て人皆  
 謹慎齋肅の禮を盡さず者なれば去年風水の難あり今年飢饉の禍あるも又此故  
 也本朝文粹 權大納言藤原實行思ひらく我朝は神國也故敬神を先とし如在を  
 禮とすべし皇居程遠とて行幸あらざらば公事已と絶て神事れ恐なきも非  
 ぞ且絶を繼ぎ廢を興せし聖代の嘉横なれば徒歩の儀を改て騎馬の例を興  
 せ事いかでり神慮に叶はざらむ抑里亭より八省に行幸を給ふを騎馬なら  
 時ハ其儀を據るべし朝野群載○按公卿補任實行天承元年十二月中納言よ  
 り權大納言となり久安五年七月右大臣に任さる之ハ  
 因て之を考ふるに朝野群載紀號を記さずと雖も其官位及事實を推  
 して此奏言疑らくと此時の事ならむ故今は是歳を據り以て考ふ備ふ内大臣  
 藤原宗忠又奏さく太神宮恆例神事及諸社供神物に不法ハ並に例に從之  
 を行ひ諸國宰吏往古に神領を停めて新に權門勢家の莊を立て神封を進ら  
 ざるより神社の破を致すの弊を禁め二季神今食九月例幣新嘗の行幸は必  
 ぞ之を行ひ社司ハ氏人を稱して他人異姓を停め給へと奏さき中右近衛院記

近衛天皇

天皇久安元年詔して月次神今食に供神物を先規に復し尋に權大納言藤原  
 實行等と詔して諸社祭儀幣物みな舊典に違ふ事莫らしむ蓋宗忠敦光等の  
 言に從ふ也百鍊鈔參取中右記 然れども此時大嘗會齋月ハ佛事を行ひ神今食  
 の前齋に法成寺八講を修め伊勢奉幣の前齋に七寶塔の供養を行ふが如き  
 時人竊に之を譏る台記 朝廷已に神事を疎畧とす是時は公卿又之に習ひ諸國  
 又之を怠る本朝世記 四年冬吉田祭に使右近衛將監高階爲康病を稱して祭  
 に預らざ舞人陪後弓場を參る僅に歌笛を奏す本朝世記 仁平元年祈年祭に近江  
 國猪を狩つとぞを得と申して調布八端に代へ之を備奉りき台記 而して僧  
 徒神祇を託して既に佛法を弘め人心を傾け或は祠官を退け自ら社務を行  
 ひ或は末寺領と稱し神封を掠め其私を謀れども朝廷之を糾正給ふ事あたは  
 ざ參酌元亨釋書扶桑略記百鍊鈔本朝世記台記大意 攝政藤原忠通等私に社を寺中と設け盛に其  
 祭を行ふ名けり總社祭と云ふ城南寺法性寺蓮華王院の祭尤著る本朝世記台記百鍊

鈔、此後諸國、府又總社を建つ、參取東鑑、常陸府中總社文書、武藏總社傳記、蓋朝綱大に弛み、國司政

に怠るゝ及て、事務の煩々堪ざる者あり、即國內諸神を此に祭て、以て神拜奉

幣の便に備ふる也、掛前中右記、百鍊鈔、東鑑等大意、○按河内志、古昔總社を國

を此に修む、其儀京師神祇官の如しとあるは、據ありて云る事にや、延喜式新年

祭條に、國司祭神二千三百九十五座、國司長官以下、例に准て、散齋三日、致齋一

日の後、共に會集て之を祭る、其班幣の儀と、神祇官に准ふとあるお因れる歟、未だ明徴を得ず、姑附て考ふ備ふ、三年詔ふる所と社

壇を設け、家々漢禮を行ふ事を停む、百鍊然れども、是より淫祠日に多くし

ゝ、大社の祭稍衰ふ、百鍊鈔、山槐記大意、久壽三年、伊豫新國司に勅し、曰、國を治るの要

は、祭事を先とす、極例式日を守り、如在の禮奠を致し、首途以前宜しく神寶勸

文を進上り、而して後、農桑の政事に及ぶべしと仰せ給ひき、蓋舊制を修る也

兵範記、蓋字以下據朝野群載、初、鳥羽法皇深く熊野神を敬ひ給ひ、其社之幸を事、前後凡二

十一度、諸社大事二年に至りて、御祈給ふ時、神巫女に託て、明年の秋、法皇崩り給は

む、其後世の中手の裏を覆ふ如くならむと教給ひき、保元物語、參取愚管鈔、後果し

保元平治の亂ありしかば、神祇の禮典、又益衰ふ、百鍊鈔大意

神祇志料卷之三終

○三之卷正誤

○二張右 還當作遷 ○同左 勸當作勤 ○同張右 官當作宮 ○同四 斛當作解 ○四  
 八行 右十 一當作は ○同左 在當作と ○六張右 俟當作候 ○七張右 栗當作栗 ○八張  
 一行 送當作送 ○九張左 言當作言 ○十張右 め當作心 ○十二張 主上脱神 ○十五  
 行 二奉下脱送 ○十五張右 九當作元 ○同 再與せらるる當削 ○十七張 裏當作裏  
 行 同九 冥當作寬 ○一行 祇上脱神 ○十八張 曩當作曩 ○廿三張 に當作小 ○同  
 行 矢當作失 ○廿四張 分る分當作奉 ○廿六張 禍當作禍 ○廿七張 祝當作祝 ○  
 廿八張 間當作間 ○同左 當當作雷 ○卅一張 院をを當作よ ○同左 氷當作水 ○  
 右二行 同左 稱當作補



